第47回 全国豊かな海づくり大会
～幸極まる（さちきわ）ふくい大会～

福井県実行委員会
【設立総会】

令和８年１０月１３日（火）

福井県国際交流会館　３階　特別会議室

目次
設立総会

＜議 題＞ 第１号議案

・第４７回全国豊かな海づくり大会福井県実行委員会の設立について【資料１】 ・・・１

資料1

第４７回全国豊かな海づくり大会福井県実行委員会の設立について

大会の概要

「全国豊かな海づくり大会」は、「水産資源の保護・管理と海や河川・湖沼の環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、水産業の振興と発展を図る」ことを目的に、昭和５６年の第１回大会開催以来、毎年各地で開催されている国民的行事。

主　　催：豊かな海づくり大会推進委員会
（事務局：全国漁業協同組合連合会）
開催都道府県実行委員会

大会会長：衆議院議長

後　　援：農林水産省、環境省



令和７年三重県大会
（写真提供：三重県）

これまでの大会の歩み

回	年	開催地
1	１９８１年（昭和５６年）	大分県南海部郡鶴見町
2	１９８２年（昭和５７年）	兵庫県城崎郡香住町
3	１９８３年（昭和５８年）	和歌山県東牟婁郡串本町
4	１９８４年（昭和５９年）	三重県志摩郡浜島町
5	１９８５年（昭和６０年）	北海道紋別郡湧別町
6	１９８６年（昭和６１年）	福井県小浜市
４３	２０２４年（令和６年）	大分県大分市、別府市（２巡目）
４４	２０２５年（令和７年）	三重県志摩市、南伊勢町（２巡目）
４５	２０２６年（令和８年）	大阪府岸和田市、泉佐野市
４６	２０２７年（令和９年）	千葉県旭市、銚子市（２巡目）
４７	２０２８年（令和１０年）	福井県（２巡目）



昭和６１年福井県大会
（小浜市小浜漁港）

大会の主要行事

名称	内容
式典行事	・功績団体等表彰 ・最優秀作文発表 ・稚魚等のお手渡し ・海づくりメッセージ ・大会決議 ・大会旗引継ぎ  令和７年三重県大会（志摩市）
海上歓迎 放流行事	・漁船等によるパレード ・漁法紹介 ・稚魚放流  令和７年三重県大会（南伊勢町）

大会両日

名称	内容
関連行事 ・海づくりフェスタ ・サテライト会場	・式典や放流行事の模様を映像中継 ・ステージイベント ・企画展示 ・物産販売　など



令和７年三重県大会（志摩市）

機運醸成

名称	内容
機運醸成に向けた取組み	・１年前プレイベント ・県内各地での大会記念リレー放流 ・魚食・食育普及活動、環境保全活動 ・各種イベント、SNSでの広報・ＰＲ



令和６年大分県大会（別府市）

これまでの選定の経過

開催決定の経緯

令和３年	６月　末日	市町への意向調査の結果、複数市町から開催希望の回答
令和５年	７月２６日	開催希望の回答の市町に対し、再度意向調査を実施
令和７年	６月１６日	県が大会招致を表明
	７月３０日	県から豊かな海づくり大会推進委員会に開催を申請
	１１月　５日	豊かな海づくり大会推進委員会から開催決定通知を受領
	１１月　６日	県が開催決定を公表

今年度の経過

令和８年	４月　１日	水産課内に全国豊かな海づくり大会室を設置
	４月２７日	第１回準備委員会を開催
	８月２５日	第２回準備委員会を開催
	１０月１３日	大会実行委員会設立 設立総会承認後、第１回総会を開催



第１回準備委員会

設立趣旨（案）

「全国豊かな海づくり大会」は、「水産資源の保護・管理と海や河川・湖沼の環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、水産業の振興と発展を図る」ことを目的に、昭和５６年の第１回大会開催以来、毎年各地で開催されている国民的行事です。

令和１０年に、本県において本大会を開催することは、豊かな海や河川・湖沼などがもたらす恵みを次世代に引き継ぐため、つくり育てる漁業などの官民一体となった取組を推進する貴重な機会となります。

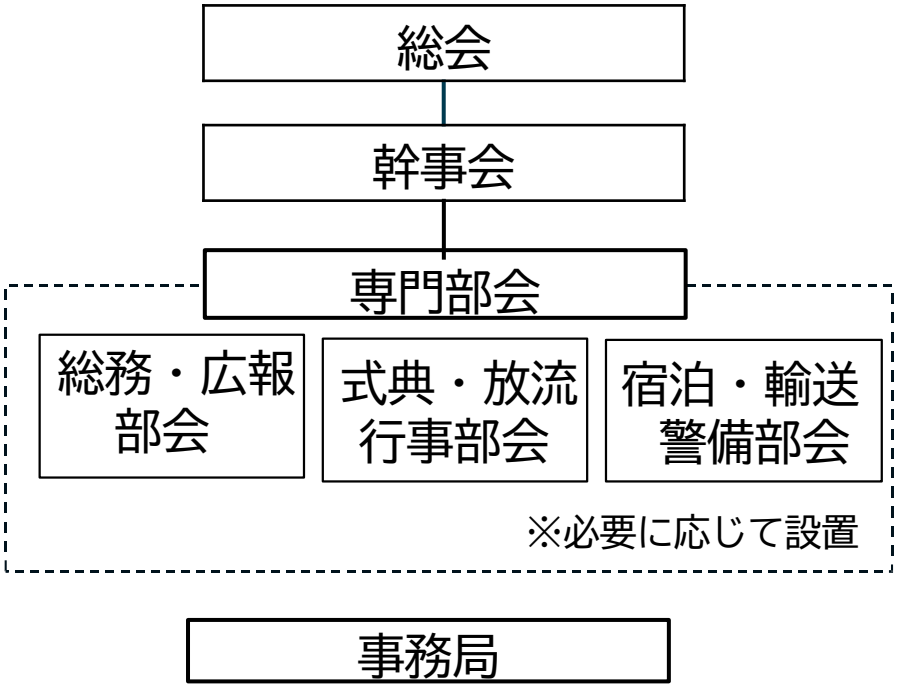
また、大会や関連イベントを実施することは、本県の豊かな海や河川などといった自然環境の保全に対する県民の意識向上、豊かな自然環境で育まれた水産物をはじめとした福井の魅力の県内外への周知に繋がります。

昭和６１年の第６回大会以来４２年ぶりとなる本県大会の成功に向け、その準備に万全を期するとともに、円滑な大会運営を行うため、県内の幅広い関係機関、関係団体の参画を得て、ここに「第４７回全国豊かな海づくり大会福井県実行委員会」を設立します。

大会の推進体制

共催

福井県実行委員会



豊かな海づくり大会推進委員会

【体　制】
会　長：全国漁業協同組合連合会長
委員等：全国漁業協同組合連合会、
全国豊かな海づくり推進協会、
日本水産資源保護協会、東京水産振興会、
海と渚環境美化・油濁対策機構、
全国漁港漁場協会、大日本水産会、
ﾏﾘﾉﾌｫｰﾗﾑ21、漁業情報ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ、
全国内水面漁業協同組合連合会、
中央漁業操業安全協会、日本放送協会

【審議事項】
大会決議文作成、功績団体表彰、作文コンクールなど

福井県実行委員会の組織体制

総会（８０名）

【体制】
会　長：知事
副会長：県漁連代表理事会長、開催地市町首長
委　員：水産・農林・経済・観光・輸送団体等、
　　県関係機関、市町等、県警本部、海上保安部
監　事：県会計管理者、開催地市町会計管理者
顧　問：県議会議長、県議会産業常任委員会委員長、
　　開催地市町議会議長
参　与：報道機関

【審議事項】
〇基本構想
〇基本計画
〇実施計画
〇事業計画および事業報告
〇予算および決算　　等

調査・審議付託

総会に付議すべき事項の
提出調査・審議結果の報告

幹事会（２２名）

【体制】
幹 事 長：県農林水産部長
副幹事長：県漁専務理事、開催地市町水産担当部長
幹　　事：水産・経済・観光団体、県関係機関、関連行事開催市町等、
　　県警本部、海上保安部

【審議事項】
〇総会に付すべき事項
〇その他大会の開催に関し、
　会長が必要と認める事項

専門部会（①総務・広報部会、②式典・放流行事部会、③宿泊・輸送・警備部会）※必要に応じて設置

実行委員会会則（案）抜粋

第２章 組織

（組織）

第４条　実行委員会は、会長、副会長、委員、監事、顧問および参与（以下「委員等」という。） をもって組織する。

２　会長は、福井県知事をもって充てる。

３　副会長は、福井県漁業協同組合連合会代表理事会長および開催地市町長をもって充てる。

４　委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

５　監事は、福井県会計管理者および開催地市町会計管理者をもって充てる。

６　顧問は、福井県議会議長、福井県議会産業常任委員会委員長および開催地市町議会の議長をもって充てる。

７　参与は、報道機関とし、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員等の職務）

第５条　会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときおよび会長が特定の行為につき委任したときは、その職務を代理する。

３　委員は、この会則に従い議事の審議をする。

４　監事は、実行委員会の財務を監査する。

５　顧問は、大会の運営方針に関し助言する。

６　参与は、大会の情報発信等に関し助言する。

（委員等の任期）

第６条　委員等の任期は実行委員会設立の日から第 18 条の規定により実行委員会が解散する日までとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

２　会長は、特別の事由があるときは、委員等を解任することができる。

第３章 会議

（総会）

第８条　実行委員会の会議（以下「総会」という。）は、会長、副会長および委員（以下「実行委員」という。）並びに、監事、顧問および参与をもって組織する。

２　総会は、必要に応じて会長が招集する。

３　総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

４　総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

（１）会則の制定および改廃に関すること。

（２）大会の企画および運営に係る基本事項に関すること。

（３）事業計画および事業報告に関すること。

（４）予算および決算に関すること。

（５）幹事会に委任する事項に関すること。

（６）その他大会の開催に係る重要な事項に関すること。

５　総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

６　実行委員は、事故その他のやむを得ない理由により総会に出席できないときは、代理人 若しくは書面による議決権の委任又は映像と音声によるウェブ会議システムの使用（代理人による使用を含む。）による議決権の行使ができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

７　監事、顧問および参与は、代理人の出席又は映像と音声によるウェブ会議システムの使用（代理人による使用を含む。）により、総会に出席したものとみなす。

８　総会の議事は、出席した実行委員（第６項による出席を含む。）の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

９　会長は、必要があると認めるときは、事前に送付した議案に対し書面をもって表決し、 総会の議決に代えることができる。

10　会長は、必要があると認めるときは、総会に委員等以外の者の出席を求めることができる。

第１章　総　則	第１条（名称）、第２条（目的）、第３条（事業）
第２章　組　織	第４条（組織）、第５条（委員等の職務）、第６条（委員等の任期）、第７条（委員等の報酬および旅費）
第３章　会　議	第８条（総会）、第９条（会長の専決処分）
第４章　幹事会	第10条（幹事会）、第11条（幹事長および副幹事長の職務）、第12条（専門部会）、第13条（部会長の職務）
第５章　事務局	第14条（事務局）
第６章　経費および会計	第15条（経費）、第16条（事業計画、予算および決算）、第17条（会計）
第７章　解　散	第18条（解散）
第８章　補　則	第19条（事故の処理）、第20条（委任）